平成２６年（フ）第３８９９号
大阪市北区本庄西２丁目７番２―906号
債務者　郷原あゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２２号
大阪市住吉区長居東１丁目３番３号
債務者　ＮＯＶＤＥＮこと　有田　信夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１５号
大阪市東住吉区鷹合１丁目18番19号　サンハイツ303号
債務者　田中　範彦
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８３号
大阪市平野区平野東２丁目３番40号　レオパレスＣＯＭＦＯＲＴひらのⅠ　308号
債務者　三野　博幸
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３８号
大阪市東住吉区今川４丁目17番３号
債務者　岩元　実香（旧姓武村）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７６号
大阪府東大阪市鷹殿町21―27―201、住民票上の住所大阪府八尾市神宮寺２丁目71番地
債務者　矢倉　克也
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１７号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番32号　レモラス303号
債務者　西川英三郎
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８５号
大阪府寝屋川市石津東町30番25号
債務者　中島麻由美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５６号
大阪市北区中崎１―４―３―102、住民票上の住所神戸市北区八多町西畑37番地の１　北本晨一郎方
債務者　大内　良子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８１号
大阪府東大阪市末広町19番15号
債務者　髙橋　智子（旧姓藤上）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３７号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番７―901号
債務者　青木　謙裕
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３９号
大阪市淀川区東三国１丁目14番４号　内海貸家２Ｆ
債務者　津川眞智子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６２号
大阪市住之江区安立２丁目４番５号　アプルーブ住之江206号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号
債務者　服部　泰三
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６８号
大阪府守口市八雲東町２丁目65番１号
債務者　篠原　芳惠
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７５号
大阪府箕面市粟生新家１丁目11番33号
債務者　船奥　義弘
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９８７号
大阪府吹田市片山町１丁目30番11―203号
債務者　長井　英俊
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１４号
大阪市北区同心１丁目４番23号
債務者　和田印刷所こと　和田　芳浩
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部